



2010年7月13日

各 位

会社名 株式会社アイティフォー
代表者名 代表取締役社長 東川 清
(証券コード 4743 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 中山 かつお
(TEL. 03-5275-7841)

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、2010年7月13日開催の取締役会において、2010年6月18日開催の当社第51回定時株主総会において承認可決されました会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」について、具体的な発行条件等を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他未定の事項は、当該新株予約権の割当日（2010年7月15日を予定しております。）に決定する予定です。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役、執行役員および従業員の意欲や士気を高め、一層の収益拡大と体质強化を図るため。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 1,600,000 株

なお、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 新株予約権の総数

16,000 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株。ただし前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

4. 新株予約権の割当を受ける者及び割当数

当社取締役 6 名に対して 4,350 個、執行役員 6 名に対して 2,000 個、従業員 108 名に対して 9,650 個を割り当てる。

5. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本取締役会決議に基づく新株予約権については、金銭の払込みを要しないこととする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たり払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値とする。

なお、新株予約権の割当日以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、新株予約権の割当日後、当社が資本の減少等を行うことにより、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で必要と認める調整をする。

7. 新株予約権の割当日

2010 年 7 月 15 日

8. 新株予約権の行使期間

割当日後 2 年を経過した日から 5 年間とする。

9. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員または従業員であることを要す。ただし、従業員の定年退職の場合、その他取締役会が認める正当な理由がある場合は、この限りでない。

②新株予約権者は、権利行使期間の初日から 1 年を経過する日までの期間（以降、その翌日から 1 年を経過する日までの各期間）において、割当を受けた新株予約権の 5 分の 1 を超えないように、新株予約権を行使することとする。

③新株予約権者が死亡した場合、その相続人は一定の要件のもとに新株予約権を行使するこ

とができる。

④新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。

⑤その他権利行使の条件については、当社第51回定時株主総会及び当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

10. 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

11. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(ご参考)

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日	2010年5月11日
(2) 定時株主総会の決議日	2010年6月18日

以上